

第9回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年9月16日（火）

場 所 市役所4階 403集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について (申請件数 2件)

議案第2号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について
(申請件数 1件)

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
(申請件数 2件)

議案第4号 市民農園整備運営計画の承認について
(申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 5件)

応召委員（12名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
8 番	大口 貴司	9 番	高橋 文雄
10 番	内野 一彦	11 番	中村眞由美
12 番	川口 広敏	13 番	加藤 武

職務のために出席 した者（事務局）

事務局 長	鳥海 純子
事務局 次長	井上 ひとえ
事務局	川島 一利

午後4時4分開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

委 員

これより第9回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

議 長
(加藤 武君)

異議なし。

異議なしと認め、3番峰岸豊委員と9番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたします。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件でございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和4年1月10日に相続し、適用年月日は、令和4年10月3日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和4年1月10日に相続し、適用年月日は、令和4年10月3日になります。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

本日、午後2時から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②はネギ、ブルーベリー、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①、②はサツマイモ、かんきつ類、③はオクラ、かんきつ類、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2 番
(乙幡 昇治君)

申請番号1番、2番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和7年10月1日から令和17年9月30日までの10年間でございます。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料に記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②、③は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

1番の申請人については、当市の認定新規就農者で、青年等就農計画認定申請書における貸借予定の農地で、親から一部農地を貸借し、別経営で農業を開始するもので問題はないかと思われま。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

6 番
(宮崎 義憲君)

はい、宮崎委員。

申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。

肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 2 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 3 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が 2 件ございました。

申請番号 1 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和 7 年 1 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日までの 10 年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、他市の認定新規就農者で地域計画の担い手になっている方になります。

申請番号 2 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載

のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年11月1日から令和17年10月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の広域認定農業者で地域計画の担い手となっている方でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号1番の申請人については、他市の認定新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

申請番号2番の農地でございますが、①、②は、作付け準備中でした。③は、ブロッコリー、カリフラワーが栽培され、④は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の申請人については、本市の広域認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告します。申請番号1番、2番の農

委 員

議 長
(加藤 武君)

事 務 局
(井上ひとえ君)

地でございますが、現地を確認しております。

肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われるので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

異議なし。

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認をすることといたします。

次に、議案第4号「市民農園整備運営計画の承認について」、1件あります。

事務局より説明いたします。

それでは御説明いたします。

議案第4号、市民農園整備運営計画の承認について、1件申請がございました。

本件は、市民農園整備促進法第7条の規定に基づき申請のあった市民農園整備運営計画を武蔵村山市長が認定するにあたり、同条第3項の規定により農業委員会が次の事項に該当するか審議し、決定し、市長に報告するものになります。

該当するか審議する内容は全部で6項目ございます。

第1項目は、市民農園整備運営計画の内容が東京都で策定している基本方針に適合するかになります。

基本方針につきましては東京都が策定しており、本日お配りいたしました資料のとおりとなります。

内容としましては、市街化区域内においては、宅地化の進展等に伴う緑地空間の減少に対応して良好な都市環境の形成や防災等に資する自然空間の保全を図るため、農業生産振興との調和を図りつつ、緑地機能の高い農地を活用し、同機能を有する市民農園の整備促進と普及拡大を図るものとし、地域の特性を生かしつつ、市民農園に対する多様な需要に応じられるような計画的な整備とし、市民農園を通じて都民生活の快適性の向上や都市農業に対する理解の促進に努めるものとしておりま

す。

詳細の内容につきましては、基本方針の第2以降になります。その中で、農園の規模や立地条件、必要な施設、募集方法等が規定されております。

内容につきましては、これから申し上げる市民農園整備促進法第7条第3項の審査要件と同等のものとなっております。

次の第2項目では、市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であることとなります。

次に第3項目になります。市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであることとなります。

次に第4項目になります。利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであることとなります。

次に第5項目になります。前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであることとなります。

最後に第6項目になります。その他政令で定める基準に適合するものであることとなります。

以上の内容につきまして、市民農園整備運営計画書、配置図面、契約書案を参照に御審議いただければと思います。

それでは、市民農園整備運営計画書から説明いたします。市民農園の開設土地、面積等は記載のとおりになり、整備する工作物については、2市民農園施設の規模その他の市民農園施設の整備のとおりとなります。

3市民農園の開設の時期は、令和8年3月1日になります。

4利用者の募集及び選考の方法は、公募で先着順になります。

5利用期間その他の条件は、利用期間は3月1日から翌年1月31日までの11か月間になり、利用料金と支払方法等は記載のとおりとなります。

6市民農園の適切な利用を確保するための方法は、添付しております契約書案のとおりとなっております。

7資金計画は、収入は貸付の利用料金、支出は種、肥料、農薬、諸材料諸費となっております。

8 農地転用に関する事項は、転用には該当しないと思われます。

9 添付資料は、添付の図面のとおりで、区画は120区画を予定しております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「市民農園整備運営計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から⑤は、サツマイモ、サトイモが栽培され、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており、市民農園の整備及び運営計画にも問題はないと思われます。

申請番号1番の申請人については、市民農園を実質運営する方は申請人の長男の方で、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

12 番
(川口 広敏君)

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、市民農園に適していると思います。特に問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第４号「市民農園整備運営計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

異議なし。

委員

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第４号につきましては、承認をすることといたします。

次に、報告第１号「農地法第４条の規定に係る会長専決処理について」、２件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第１号「農地法第４条の規定に係る会長専決処理について」、２件ございます。

本件は、農地法第４条第１項第７号の規定に基づく届出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的につきましては、申請番号１番が住宅用地、申請番号２番が店舗になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告します。

申請番号１番、２番でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第１号「農地法第４条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第２号「農地法第５条の規定に係る会長専決処理について」、５件あります。

事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

事務局
(井上ひとえ君)

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番、3番が住宅用地、申請番号4番が店舗、申請番号5番が駐車場でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告します。

申請番号1番、2番でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

申請番号3番でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

はい、荻野委員。

議長
(加藤 武君)

1番
(荻野 光徳君)

申請番号4番、5番でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第9回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

議長
(加藤 武君)

午後 4 時 3 2 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩